

当センターにおける院内感染対策について

平成19年4月1日より第五次改正医療法が施行され、地域歯科診療所を含めたすべての医療機関において「医療安全確保のための体制の構築」が義務付けられました。院内感染予防対策として医療施設ごとの感染予防対策の指針を定め、マニュアルの作成が必須となっています。当センターでも安全衛生委員会を設置し、その中の感染対策分科会を中心に検討を行っています。当センターの患者は障害のある方で、なかには感染抵抗力の弱い方もいらっしゃいます。患者、保護者・介助者、医療従事者にとって安全な歯科診療を行うために院内感染対策の重要性を検討し実施しています。

感染予防対策の基本的な考え方

感染予防対策には**標準予防策**と**感染経路別予防策**の2通りがあり、CDC：アメリカ疾病管理予防センター（Centers for Disease Control and Prevention）が推奨する対策法です。また、使用後の器材を消毒する際の目安としてス波尔ディングの分類があります。

標準予防策（スタンダードプレコーション）は、病院感染対策の基本的な方法で、「患者の血液・体液や患者から分泌排泄されるすべての湿性物質（尿・痰・便・膿）は感染症のおそれがある」とみなして対応する方法です。これらの物質に触れた後は手洗いを励行します。また、あらかじめ触れるおそれのあるときは、グローブ・エプロン・マスクなどを着用するというのが基本です。この予防策はすべての患者に適用されます。

感染経路別予防策は伝染性・病原性の強い感染症患者に適用される方法で、標準予防策に追加されます。病院感染の主な伝播経路には空気（飛沫核）感染、飛沫感染、接触感染の3つがあります。ス波尔ディングの分類は、使用後の器材を消毒する際に使用目的に応じて洗浄・消毒・滅菌の処理法を決定する際の、消毒薬を適切に使用するための指標です。

院内感染対策の実際

当センターではCDCのガイドラインに基づき、以下のように感染予防対策を実施しています。

標準予防策

- ◇手洗いの原則：一患者一手洗い
- ◇衛生的手洗い（液体石鹸を使用、30秒以上の手洗い）の施行
午前、午後の診療開始時、グローブ着用前後、汚染物に触れた後等に施行
- ◇擦式手指消毒剤（速乾性アルコールすり込み製剤）の使用
- ◇マスク、エプロン（白衣）、使用
- ◇感染性廃棄物の分別

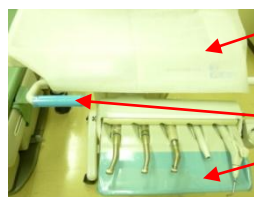


感染経路別予防策



* 感染経路を考え、必要な予防策を選択し実施

- ◇ガウンテクニック
- ◇サージカルキャップとフェイスシールド着用
- ◇口腔外バキュームを用いて飛沫予防
- ◇シーリング（防水シート、テープ等使用）



・防水シート



・テープ



スポルディングの分類 spaulding's classification

(消毒薬を適切に使用するための指標)

器具の分類	対象器具	消毒水準 (処理方法)
クリティカル	無菌の組織や血管内に挿入する器材	滅菌
セミクリティカル	粘膜や傷のある皮膚と接触する器材	高水準消毒 薬液：ディスオーパ®
ノンクリティカル	傷のない健常な皮膚に接触する器材	低水準～中水準消毒 薬液：ソニックマスター®

スポルディング：診療室では・・・

滅菌

外科用器材, 根管治療用器材,
基本セット, タービンバー等



オートクレーブ



ガス滅菌 (外注)

高水準消毒

印象用トレー, 咬合紙ホルダー,
ラバーダムフォーセップス等



ウォッシュャーディスインフェクター
行程：洗浄→すすぎ→熱水消毒→乾燥

中水準消毒

吸引器, 使用後6時間以上経過した器具
(ウォッシュャーディスインフェクター
の予備洗浄) 等



薬液を用いて超音波洗浄

低水準消毒

歯科用ユニット, 姿勢保持クッション等



薬液による清拭

以上, 当センターにおける院内感染対策についてご紹介いたしました。患者や保護者・介助者, そして医療従事者にとって安全・安心で良質な歯科医療を受けて頂く, また行っていくためには定められたガイドラインに法った院内感染対策は必要不可欠なことであり, 継続して検討していくことが重要であると考えております。

また, 平成24年度より「東京都エイズ協力歯科医療機関」として登録され, 患者受け入れ体制も整えています。

今後も, 感染に関する研修会への参加など情報収集に努め, 院内感染対策の検討の継続と実施を組織として行ってまいります。

院内感染対策についてのお問合せなどありましたら, いつでもご連絡ください。